

船舶事故調査報告書

平成23年10月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年1月17日 12時45分ごろ
発生場所	岩手県久慈市東方沖 久慈牛島灯台から真方位096° 16.5海里付近 (概位 北緯40° 11.4′ 東経142° 11.4′)
事故調査の経過	平成22年6月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第101勝運丸、75トン 130521、金沢漁業株式会社 27.00m (Lr) × 6.50m × 2.75m、鋼 ディーゼル機関、698kW、昭和62年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和60年6月14日 免状交付年月日 平成21年7月22日 免状有効期間満了日 平成27年6月13日 操機長 男性 43歳 操縦免許 なし
死傷者等	負傷 1人（操機長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか9人が乗り組み、久慈市東方沖の漁場において、僚船と共に2そう引きトロール網漁を開始した。 操機長は、揚網中に、漁獲物が入ったトロール網端の袋網（以下「コッド」という。）の一部が海中にある状態において、船尾甲板中央で甲板員Aと2人により、‘コッドにコンビネーションロープ（以下「ロープ」という。）を取り付ける作業’（以下「取付作業」という。）を行っていた。 本船は、平成22年1月17日12時45分ごろ、操機長が船尾方を向いて右足の外側でロープを持ち上げ、甲板員Aが船首方を向いてロープをシャックルでコッドのバンドに取り付けていたとき、ロープが巻かれ、操機長の右足がコッドとロープの間に挟まれた。 船長は、左舷インナーブルワークの外側の左舷船尾においてローラーからロープを外して引っ張る作業をしていた甲板員Bがロープを引いて弛みを取ったのを見て、取付作業が終了したと思い、左舷後方にある巻庫屋の中でリールのレバー操作を行い、ロープを巻き始めたが、叫び声を聞いてリールを止め、直ちにリールを逆回転させ、甲板員Aと甲板員Bが、操機

	<p>長の挟まれた右足を抜き出した。</p> <p>本船は、岩手県宮古市宮古港に向かい、操機長は救急車で病院に搬送されたが、右脛骨及び右腓骨開放骨折の重傷を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 8.1m/s</p> <p>海象：うねり 約2m、うねりの方向 北東</p>	
その他の事項	<p>船長は、リールの船尾側にあるトラヴァースガイドに遮られ、巻庫屋の中から取付作業を見ることができなかった。</p> <p>船長は、通常、巻庫屋から出てシャックルを取り付けた作業員から作業終了の合図を受けて了解の合図を出し、取付作業終了の確認を行った後、リールでロープを巻いていた。</p> <p>操機長は、平成21年8月25日から本船に乗船し、本船での作業経験は5か月であった。</p> <p>船長は、事故当時、漁模様が良く、早く揚網を終わらせ、次の投網に備えることを考えていた。</p> <p>操機長は、ロープが巻かれた時右足に当たるロープの張りが強くなるのを感じたが、甲板員Aが取付作業終了の合図を出していなかったため、弛みを取っているだけと思い、危険を感じなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、久慈市東方沖で揚網作業中、取付作業を行っていた際、同作業が終了しないうちにロープが巻かれ、操機長がロープとコッドの間に右足を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、甲板員Bがロープを引いて弛みを取ったのを見て取付作業が終了したと思い込んだため、取付作業終了の確認をせず、リールでロープを巻いたものと考えられる。</p> <p>船長は、ロープの巻取りを行う前の安全確認を適正に行っていれば、本事故の発生が防止できたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が久慈市東方沖において揚網作業中、船長が取付作業終了の確認を行わず、リールでロープを巻いたため、取付作業中の操機長の右足がロープとコッドの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	